

五戸町
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和5年7月
青森県五戸町



■目次

第1章 背景

- 1 気候変動の影響…………… 1
- 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向…………… 1
- 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向…………… 2

第2章 基本的事項

- 1 目的…………… 4
- 2 対象とする範囲…………… 4
- 3 対象とする温室効果ガス…………… 5
- 4 計画期間…………… 5
- 5 上位計画及び関連計画との位置付け…………… 6

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1 温室効果ガス総排出量…………… 7
- 2 温室効果ガスの排出量の増減要因…………… 8

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

- 1 目標設定の考え方…………… 9
- 2 温室効果ガスの削減目標…………… 9

第5章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針…………… 10
- 2 具体的な取組内容…………… 10

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

- 1 推進体制…………… 12
- 2 点検・評価・見直し体制…………… 13
- 3 進捗状況の公表…………… 13

第1章 背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

図表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

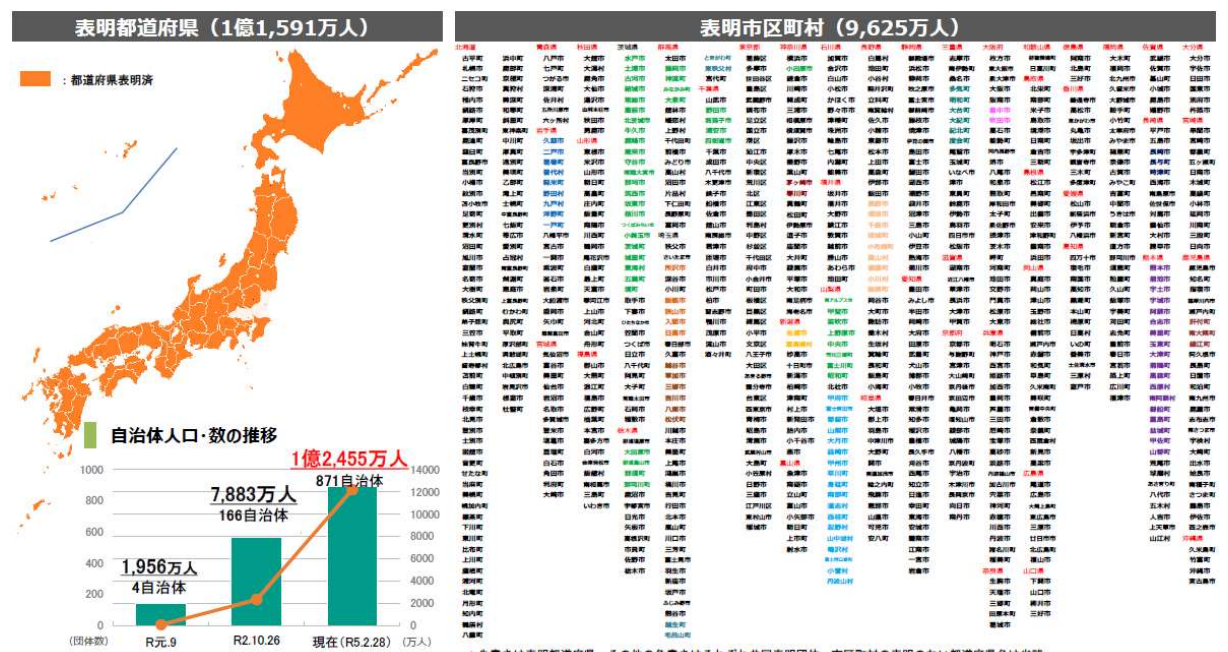
出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年2月末時点においては871地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億2,450万人を超える計算になります。



図表2 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2023）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

第2章 基本的事項

1 目的

五戸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「五戸町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、五戸町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源をはじめとした取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

五戸町事務事業編の対象範囲は、五戸町の全ての事務・事業とし、委託や指定管理により実施する事務事業についても、本計画の対象とします。

なお、対象となる施設は下図のとおりです。

分類	施設名	分類	施設名
行政施設	五戸町役場	公園	地蔵尊公園
	川内支所		桜沼公園
	浅田支所		小渡平公園
	倉石支所		牧内自然公園
	五戸町消防団屯所		市民文化施設
医療施設	五戸総合病院	豊間内地区コミュニティセンター	
	健診センター	旧圓子家住宅	
学校教育施設	五戸小学校	社会教育施設	
	切谷内小学校		歴史みらいパーク
	上市川小学校	ごのへ郷土館	
	倉石小学校	子育て支援施設	五戸児童クラブ館
	五戸中学校		切谷内児童クラブ館
	川内中学校	保健福祉施設	社会福祉センター
	倉石中学校		デイサービスセンター
	給食センター		保健福祉センター
スポーツ施設	五戸町立公民館（体育館）	産業施設	ふれあい市ごのへ
	ひばり野公園		ブドロク牧場
	五戸ドーム	上下水道施設	簡易・小規模水道施設
	ひばり野スポーツ交流センター		下水道施設
	倉石スポーツセンター		農業集落排水処理施設
保養施設	倉石温泉	その他施設	五戸町斎場

図表3 対象施設一覧（2023年3月時点）

3 対象とする温室効果ガス

五戸町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、五戸町が実施する事務事業から排出される以下の4種類とします。

温室効果ガスの種類	主な発生要因
二酸化炭素 (CO ₂)	・燃料や電気の使用
メタン (CH ₄)	・燃料の使用 ・自動車の走行 ・家畜の飼養や排せつしたふん尿の管理
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・燃料の使用 ・家畜の排せつしたふん尿の管理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	・カーエアコンの使用

図表4 対象となる温室効果ガス

4 計画期間

2023年度から、国の地球温暖化対策計画において中期目標の達成年度である2030年度までを計画期間とします。また、計画開始から4年後の2026年度に計画の見直しを行います。

ただし、地球温暖化対策に係る技術の向上及び国の目標値の変更等、社会的情勢の変化を踏まえて、適宜見直しを検討することとします。

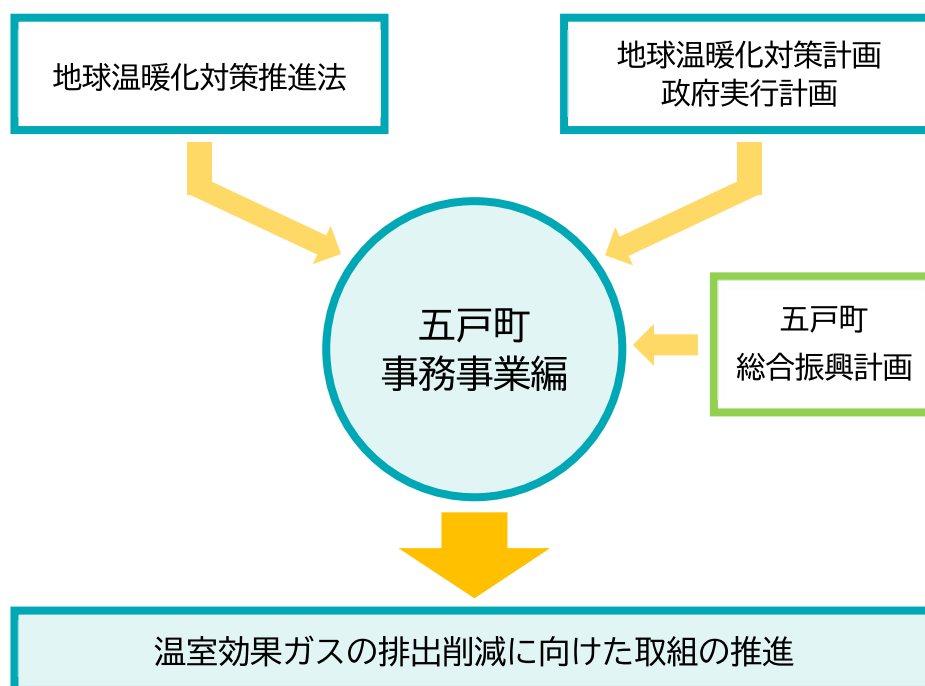
また、基準年度は、排出量実績を適切に把握できる2021年度とします。

項目	年度								
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始			計画見直し		目標年度	
計画期間			→						

図表5 計画期間のイメージ

5 上位計画及び関連計画との位置づけ

五戸町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び五戸町総合振興計画に即して策定します。

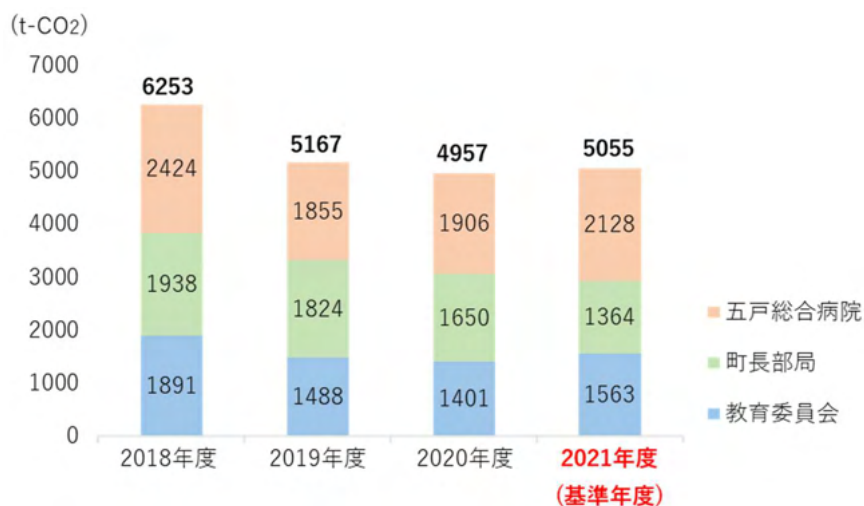


図表6 五戸町事務事業編の位置付け

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス総排出量

五戸町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である2021年度において、5,055t-CO₂となっています。



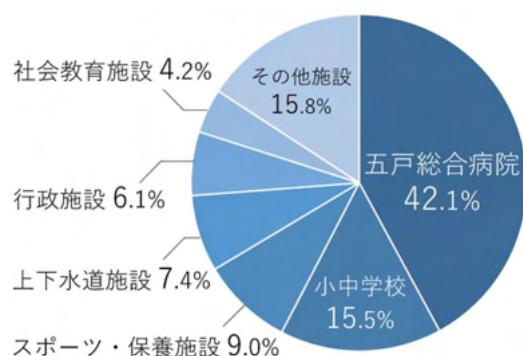
図表7 五戸町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移

基準年度における温室効果ガス総排出量のうち、二酸化炭素が97.4%を占めており、二酸化炭素の削減余地が大きいことがわかります。

温室効果ガスの種類	二酸化炭素換算排出量	排出割合
二酸化炭素 (CO ₂)	4,924.2 t-CO ₂	97.4 %
メタン (CH ₄)	126.7 t-CO ₂	2.5 %
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3.8 t-CO ₂	0.1 %
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	1.2 t-CO ₂	0.0 %
計	5,055.9 t-CO ₂	

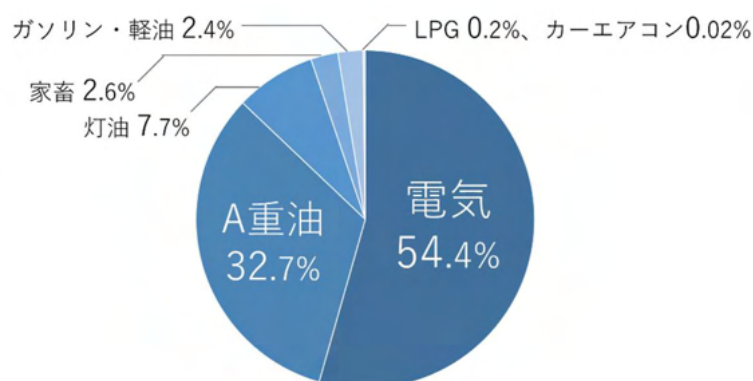
図表8 基準年度（2021年度）における温室効果ガス別排出量の実績

施設別では、五戸総合病院（健診センター含む）が全体の41.2%を占め、次いで小中学校（給食センター含む）15.5%、スポーツ・保養施設9.0%となっています



図表9 施設別の温室効果ガス総排出量の割合（2021年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の54.4%を占め、次いでA重油32.7%、灯油7.7%となっています。



図表10 エネルギー種別の温室効果ガス総排出量の割合（2021年度）

2 温室効果ガスの排出量の増減要因

基準年度（2021年度）における五戸町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

(1) 増加要因

- ・組織改編に伴う執務スペースの拡充

(2) 減少要因

- ・照明器具のLED化
- ・老朽化等に伴う施設の利用停止
- ・新型コロナウイルス感染症2019の影響による施設、車両の利用減少（2019年度以降）
- ・倉石温泉の休業（2020年度以降）

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、五戸町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2021年度）比で3.0%削減することを目標とします。

項目	基準年度（2021年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	5,055 t-CO ₂	4,904 t-CO ₂
削減率	—	3.0 %

図表 11 温室効果ガスの削減目標

主な取組項目	削減量
節電対策	19.0 t-CO ₂
ボイラー、空調の利用見直し	236.5 t-CO ₂
照明のLED化	166.3 t-CO ₂
太陽光発電設備の導入	30.0 t-CO ₂
電気自動車3台の導入	1.4 t-CO ₂
水道・下水道施設の省エネ化	69.2 t-CO ₂
新型コロナウイルス感染症 2019 収束に伴う施設利用の増加	▲106.5 t-CO ₂
新型コロナウイルス感染症 2019 収束に伴う車両利用の増加	▲13.5 t-CO ₂
倉石温泉の営業再開	▲251.4 t-CO ₂
計	151.0 t-CO ₂

図表 12 五戸町事務事業編計画期間中の削減量内訳

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と A 重油・灯油・ガソリン等の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

2 具体的な取組内容

(1) 施設設備等の運用改善

省エネルギー化推進のため、現在保有している施設設備等の運用方法を見直します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転管理手順を設定します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 共用部の間引き点灯を行います。
- 座席配置・物品保管場所の見直しにより、執務スペースを省スペース化します。
- 時間外勤務時をはじめとしてフリーアドレスを推進します。

(2) 施設設備等の更新

省エネルギー化推進のため、施設設備の新規導入・更新時には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入します。

- 今後予定する新築建築物については、原則 ZEB Oriented 相当以上を目指します。

ZEB Oriented：外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

- 施設内照明設備、街路灯・防犯灯の LED 化を継続して進めます。
- 施設におけるエネルギー使用量割合が大きい空調設備について、より高効率な設備への更新を進めます。
- 代替可能な電動車がなかった場合を除き、新たに導入する公用車は電動車（EV、PHEV、HV、FCV）を原則とします。
- 水道・下水道施設について、各設備の使用実態を把握した上で、運転方法の見直し等の可能性を検討し、運転方法の効率化・適正化を図るほか、省エネルギー化や高効率設備への更新を進めます。

(3) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電を中心に、再生可能エネルギーを積極的に導入します。

- 現在4施設に導入している太陽光発電について、設置可能な町有施設及び土地への導入を推進します。その際、必要に応じ PPA モデルの活用も検討します。

PPA モデル：太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該発電事業者が当該設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式

(4) 職員の日常の取組

職員の取組を通して、庁内での一層の環境負荷の低減に取り組みます。

- 庁内 LAN を活用した情報提供等により職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電・省資源等の取組を定着させます。
- 休日出勤や時間外勤務の削減に向けて、課内での業務調整・管理を徹底します。
- 定時退庁の一層の徹底を図るため、ノー残業デー（金曜日及び毎月 21 日）の午後 5 時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、会議の開催、決裁文書の協議等を実施しないこととします。
- クールビズ、ウォームビズを励行します。
- 拠点間移動の削減のため、遠隔地での会議等には Web 会議システムを活用します。
- 職員一人ひとりが日々の業務の中で以下に取り組みます。

項目	取組内容
照明設備	昼休みは消灯する
	時間外勤務時は必要最小限の範囲で点灯し、それ以外は消灯を徹底する
	午後 6 時以降の時間外勤務は、原則として一か所に集まって業務を行い、未使用スペースを消灯する
OA 機器 (PC 等)	昼休みや未使用時はスリープモードにするか電源を切る
	常時稼働が必要な機器を除き、退庁時には主電源を切る
冷暖房	ブラインドやカーテンを活用し、光と熱の量を調節する
	夏季は 28℃、冬季は 20℃を室温の目安として、適正運転を行う
	適切な運転時間で稼働する
	個別の冷暖房機器の使用を控える
車両	業務の目的にあわせて、台数や車両、走行ルートを選択する
	エコドライブを実践する
	可能な限り相乗りをする
	車両に不要な荷物を載せない
用紙	会議などの配布資料等も含めて、原則両面印刷とする
	片面未使用の用紙は裏面利用を徹底する
	印刷物の部数・枚数は必要最小限とする
	電子化された資料は PC の画面上で閲覧し、むやみに印刷しない
廃棄物	ごみの分別を徹底し、ごみの排出抑制に努める
	4R（リフューズ・リデュース、リユース、リサイクル）を推進する
全体	休日出勤や時間外勤務を削減し、ノー残業デーを徹底する
	業務終了後は速やかに退庁する
	業務や会議運営を短時間で効率的に行う
	遠隔地での会議等には Web 会議システムで参加する

図表 13 職員の取組項目

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

五戸町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「五戸町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

(1) 五戸町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。五戸町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

(2) 五戸町地球温暖化対策庁内委員会事務局

健康増進課長を事務局長とし、健康増進課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

(3) 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



図表 14 五戸町事務事業編の推進体制

2 点検・評価・見直し体制

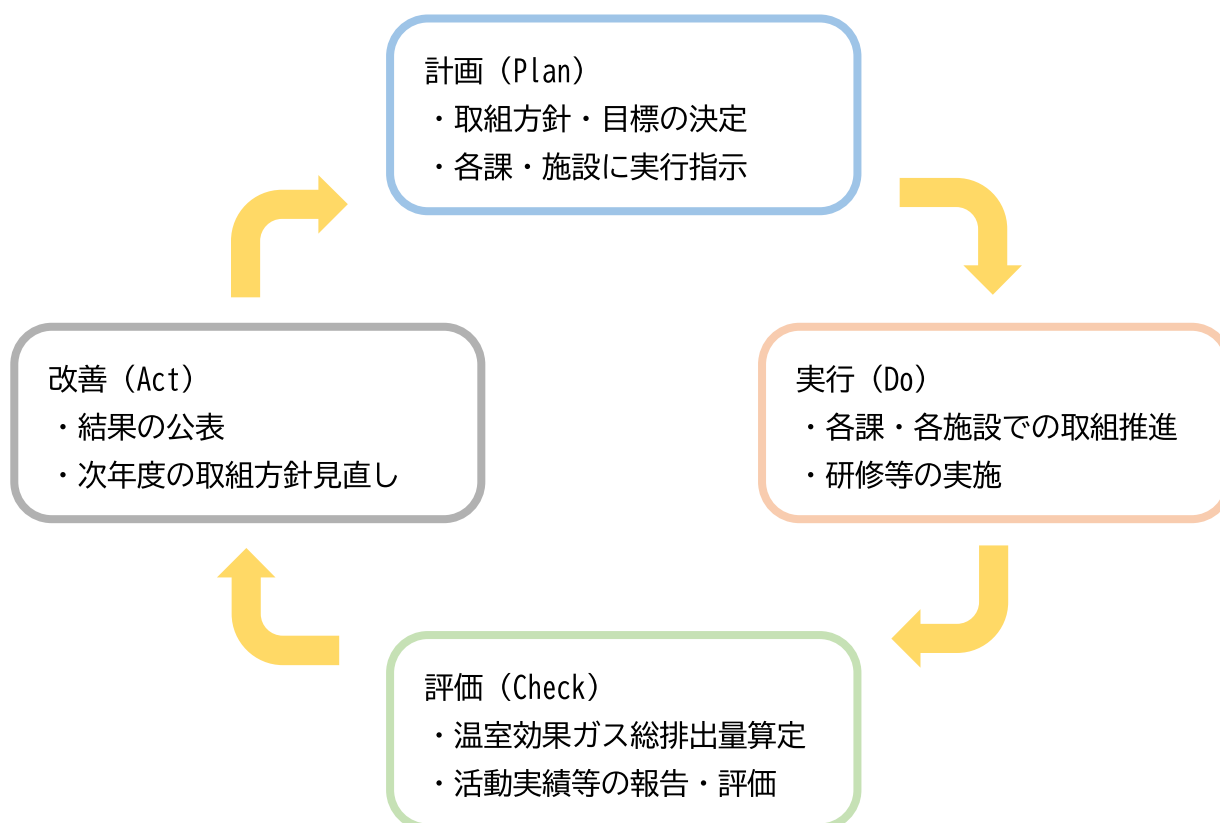
五戸町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、五戸町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

(1) 毎年のPDCA

五戸町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

(2) 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に五戸町事務事業編の改定を行います。



図表 15 毎年のPDCAイメージ

3 進捗状況の公表

五戸町事務事業編の進捗状況は、五戸町のホームページ等で毎年公表します。

五戸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和5（2023）年7月 発行

五戸町 健康増進課

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 21-1

Tel:0178-62-2111 Fax:0178-62-6317

Email:hokeneisei@town.gonohe.aomori.jp